

厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（案）
（平成 27 年度）

平成 27 年 ● 月 ● 日
厚生労働大臣決定

厚生労働省における事後評価の実施に関する計画 (平成27年度)

目次

- 第1 はじめに
- 第2 計画期間
- 第3 政策体系及び評価予定
- 第4 事後評価の対象及び評価の方法
- 第5 事後評価の実施
- 第6 学識経験を有する者の知見の活用
- 第7 評価結果の政策への反映状況の公表
- 第8 その他

- 別紙1 平成27年度 政策評価実施予定時期
~~平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表~~
- 別紙2 事業評価予定一覧（省略）
- 別紙3 成果重視事業一覧（省略）

厚生労働省における事後評価の実施に関する計画 (平成27年度)

第1 はじめに

本計画は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）及び「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）」（平成24年3月30日厚生労働大臣決定、平成26年4月10日一部変更。以下「基本計画」という。）を踏まえて、平成26年度に実施する事後評価の対象、評価の方法等を明らかにするものである。

第2 計画期間

本計画の対象期間は、平成2~~7~~⁸年4月1日から平成2~~8~~⁷年3月31日までとする。

第3 政策体系及び評価予定

施策体系における各施策目標の測定指標、目標値（達成水準・達成時期）及び事務事業等については、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）2に基づき作成する事前分析表において別紙1のとおり定め、公表する。

第4 事後評価の対象及び評価の方法

事後評価の対象及び評価の方法は以下に掲げるとおりとする。

1 政策体系に基づき対象とする政策（基本計画第7の1（1）関係）

政策体系の施策目標については、毎年度、評価又は指標のモニタリングを行う。平成2~~7~~⁸年度において評価を行う政策は、別紙1中の政策評価実施予定時期に記載のあるものとする。

加えて、指標のモニタリングの結果（以下「モニタリング結果」という。）により評価の必要が生じた施策目標について、実績評価方式、総合評価方式

又は事業評価方式のうちから適切に選択した評価方式により評価する。なお、この場合の具体的な対象及び評価の方法は、政策統括官付政策評価官室（以下「政策評価官室」という。）が、当該政策の担当部局（大臣官房の各課を含む。以下同じ。）及び査定課（大臣官房会計課及び大臣官房人事課）と調整の上、定めることとする。

2 研究開発（基本計画第7の1（2）関係）

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成~~24~~~~20~~年~~12~~~~10~~月~~6~~~~3~~~~1~~日閣総理大臣決定）に基づき、総合科学技術会議において事後評価の対象とすることとされた研究開発について、原則として事業評価方式により評価することとする。

3 公共事業（基本計画第7の1（3）関係）

個々の公共事業であって、「水道施設整備事業の評価の実施について」（平成23年7月7日付健発0707第1号。以下「水道施設整備事業評価実施要領」という。）で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたものについて、原則として事業評価方式により評価することとする。

4 事前評価を実施した政策（基本計画第7の1（4）関係）

事前評価の実施後、一定期間が経過した事業のうち事後評価の対象とするものは、別紙2のとおりとし、事業評価方式により評価することとする。

加えて、事前評価を実施した政策のうち、事前評価の際に設定した評価指標の推移、政策効果の発現時期を参考にして評価の必要が生じたものについて、事業評価方式により評価する。なお、この場合の具体的な対象及び評価の方法は、政策評価官室が、当該事業の担当部局及び査定課（大臣官房会計課）と調整の上、定めることとする。

5 政策決定後5年間で決定した時点で未着手のもの及び政策決定後10年間で経過した時点で継続中のもの（基本計画第7の1（5）関係）

個々の公共事業であって、「水道施設整備事業評価実施要領」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたものについて、原則として事業評価方式により評価することとする。

6 成果重視事業（基本計画第7の1（6）関係）

事後評価の対象とする成果重視事業は、別紙3とし、原則として事業評価方式により評価することとする。

7 租税特別措置等（基本計画第7の1（7）関係）

租税特別措置等（法人税、法人住民税、法人事業税）について、実績評価

方式、総合評価方式又は事業評価方式のうちから適切に選択した評価方式により評価する。なお、具体的な対象及び評価の方法は、政策評価官室が、当該政策の担当部局及び査定課（政策統括官付社会保障担当参事官室及び政策統括官付労働政策担当参事官室）と調整の上、定めることとする。

8 閣議決定等（基本計画第7の1（8）関係）

1から7までに掲げるもののほか、閣議決定等の内閣の基本方針に基づき政策評価の対象とするものについて、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式のうちから適切に選択した評価方式により評価することとする。なお、この場合の具体的な対象及び評価の方法は、政策評価官室が、当該政策の担当部局及び関係する査定課と調整の上、定めることとする。

第5 事後評価の実施

1 指標のモニタリング

(1) 担当部局は、施策目標について設定した指標についてモニタリング結果を事前分析表に記載し、部局の取りまとめ課で確認の上、政策評価官室が定める期限までに査定課及び政策評価官室に提出する。

(※ 査定課とは、組織・定員要求を伴う政策については大臣官房人事課、予算要求又は財政投融资資金要求を伴う政策については大臣官房会計課、税制改正要望を伴う政策については政策統括官付社会保障担当参事官室及び政策統括官付労働政策担当参事官室をいう。以下同じ。)

(2) 査定課は、モニタリング結果を参考に査定を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に反映する。

(3) 政策評価官室は、モニタリング結果を確認の上、取りまとめ、公表する。

2 実績評価方式による評価

(1) 担当部局は、施策目標のうち実績評価を実施することとされたものについて、施策目標ごとに指標の達成度を中心として評価を実施し、評価結果を評価書等（法第10条に規定する評価書及びその要旨をいう。以下同じ。）として取りまとめ、部局の取りまとめ課で確認の上、政策評価官室が定める期限までに査定課及び政策評価官室に提出する。

(2) 査定課は、評価書等を参考に査定を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に反映する。

(3) 政策評価官室は、基本計画第8の2に定める「政策評価に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）の下に設置した労働・子育てワーキンググループ、医療・衛生ワーキンググループ及び福祉・年金ワーキンググループ（以下「各WG」という。）及び査定課の指摘等を踏まえて担当部局等が修正を加えた評価書等を確認の上、取りまとめ、公表する。

3 総合評価方式による評価

- (1) 担当部局は、施策目標のうち総合評価を実施することとされたものについて、当該政策の問題点の把握、原因の分析等を中心に評価を実施し、評価結果を評価書等として取りまとめ、政策評価官室が定める期限までに査定課及び政策評価官室に提出する。
- (2) 査定課は、評価書等を参考に査定を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に反映する。
- (3) 政策評価官室は、査定課の指摘等を踏まえて担当部局等が修正を加えた評価書等を確認の上、取りまとめ、公表する。

4 事業評価方式による評価

- (1) 担当部局は、事業評価を実施するものについて、評価を実施し、評価結果を評価書等として取りまとめ、部局の取りまとめ課で確認の上、政策評価官室が定める期限までに査定課及び政策評価官室に提出する。
- (2) 査定課は、評価書等を参考に査定を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に反映する。
- (3) 政策評価官室は、査定課の指摘等を踏まえて担当部局等が修正を加えた評価書等を確認の上、取りまとめ、公表する。

第6 学識経験を有する者の知見の活用

実績評価書の作成に当たって、学識経験者等の高度の専門性や実践的知見の活用を図る観点から、政策評価官室は、6月又は7月に開催する各WGにおいて、実績評価書（案）の意見聴取を行うこととする。なお、各WGにおいて意見聴取を行う実績評価書（案）は、基本計画第7の1（1）ロに基づき作成した全実績評価書（案）及び基本計画第7の1（1）ハに基づき作成した実績評価書（案）の中から政策評価官室が各WGと調整の上、対象としたものとする。

それ以外の実績評価書（案）については、基本計画第8の1の考え方にに基づき、担当部局において、有識者から意見聴取を行うものとする。

また、政策評価官室は、年度末を目処に有識者会議を開催し、次年度の政策評価の実施に関する意見聴取等を行うものとする。

第7 評価結果の政策への反映状況の公表

担当部局及び査定課は、評価結果を、新たな政策の企画立案（組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等を含む）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。また、担当部局は、平成26年度に実施した政策評価の結果の政策への反映状況について、9月中を目途に政策評価官室に報告する。

政策評価官室は、それらの反映状況を確認の上、取りまとめ、公表する。

第8 その他

1 政策評価の継続的改善

政策評価官室は、政策評価制度全般の改善・充実を図るため、他府省、地方公共団体等及び外国の状況に関する知識などの政策評価に関する情報を幅広く収集し、政策効果の把握の手法等の調査、研究及び開発を積極的に進めることとする。

2 職員の資質の向上

政策評価官室は、職員の資質の向上を図るため、収集した政策評価に関する知識や経験等を担当部局等に適宜提供するとともに、必要に応じて、政策評価に関する説明会を開催する。

3 本計画の改正

本計画については、厚生労働行政を取り巻く環境の変化、法、基本方針又は基本計画の変更等を踏まえ、必要に応じて改正を行うものとする。

4 厚生労働省における政策評価実施要領

本計画に定めるもののほか、事後評価の実施に関し必要な事項は、「厚生労働省における政策評価実施要領」に定める。

政策評価実施予定時期(平成27年度)

別紙1

施策目標		評価実施
I-1-1	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること	
I-2-1	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること	
I-2-2	医療従事者の資質の向上を図ること	
I-3-1	医療情報化の体制整備の普及を推進すること	○
I-3-2	医療安全確保対策の推進を図ること	
I-4-1	政策医療を向上・均てん化させること	
I-5-1	感染症の発生・まん延の防止を図ること	
I-5-2	治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること	
I-5-3	適正な移植医療を推進すること	
I-5-4	原子爆弾被爆者等を援護すること	○
I-6-1	有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること	
I-6-2	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること	
I-6-3	医薬品の適正使用を推進すること	
I-7-1	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること	○
I-8-1	革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	○
I-9-1	適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	
I-9-2	生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること	
I-10-1	地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること	
I-10-2	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること	
I-11-1	健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること	
II-1-1	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること	
II-2-1	安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること	○
II-3-1	規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること	
II-4-1	化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること	
II-5-1	生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること	
III-1-1	労働条件の確保・改善を図ること	
III-1-2	最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援をすること	
III-2-1	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	
III-3-1	迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること	○
III-3-2	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	
III-4-1	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること	
III-4-2	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること	
III-6-1	労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに、集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること	
III-7-1	個別労働紛争の解決の促進を図ること	
III-8-1	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること	○
IV-1-1	公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること	
IV-2-1	地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること	
IV-3-1	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること	
IV-4-1	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること	○

IV-5-1	求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること	
V-1-1	多様な職業能力開発の機会を確保すること	
V-2-1	若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること	
V-2-2	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をする事	
V-3-1	技能継承・振興のための施策を推進すること	○
VI-1-1	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること	
VI-2-1	地域における子育て支援等施策の推進を図ること	○
VI-2-2	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること	
VI-2-3	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを提供すること	○
VI-3-1	児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること	
VI-4-1	母子保健衛生対策の充実を図ること	
VI-5-1	ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること	
VII-1-1	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること	
VII-2-1	社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること	○
VII-3-1	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと	
VII-3-2	戦没者の遺骨収集帰還事業等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること	
VII-3-3	中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること	○
VII-3-4	旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること	
VIII-1-1	障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること	
IX-1-1	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること	
IX-1-2	公的年金制度の信頼を確保するため、公的年金制度の適正な事業運営を図ること	
IX-1-3	企業年金等の健全な育成を図ること	
IX-1-4	企業年金等の適正な運営を図ること	○
IX-3-1	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること	○
IX-3-2	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること	
X-1-1	国際機関の活動へ参画・協力し、国際社会に貢献すること	
X-1-2	二国間等の国際協力を推進すること	
X I-1-1	国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること	
X I-2-1	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進を図ること	
X II-1-1	行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること	
X II-1-2	社会保障・税番号制度について、国民の理解を得ながら、その着実な導入を図るとともに、社会保障・税番号の利活用を推進し、国民の利便性の向上を図ること	
X III-1-1	国民に伝わるように情報を発信するとともに、「国民の声」に耳を傾け、改善へ活かすこと	○
X III-1-2	コスト意識・ムダ削減を徹底するための取組を進めること	○
X III-2-1	次代の厚生労働行政を担う人物像に照らした適切な人事評価と前例にとられない適材適所の人事を推進すること	○
X III-2-2	省に不足する能力の向上を図り、意欲と能力を兼ね備えた職員の育成を進めること	○
X III-2-3	職員一人一人がやりがいをもって業務を行うことができるよう、職場環境の改善等を進めること	○
X III-2-4	政策の企画・立案に時間を割くことができるような体制を確立するため、業務改善・効率化の取組を進めること	○